空家課題解決支援事業プロポーザル募集要領

１　業務概要

（１）業務委託名

空家課題解決支援事業

（２）目的

相続登記義務化や売却意向の空き家増加等により生じる、所有者の不動産課題を解決するため、専門家と連携した体制による支援を行い、空き家の流動化及び問題のある空き家予防を図ることを目的とする。

（３）業者選定の方式

公募型プロポーザル方式による総合評価にて、参加業者の中から１者を選定し、契約する。

（４）業務委託内容

別紙仕様書のとおり。

（５）履行期間

契約締結の日から令和８年３月２０日まで。

（６）事業費

委託料の上限額を９８０，０００円（税込）以内とする。

（７）発注者

久米南町　久米南町長　片山　篤

（８）担当課

久米南町　産業振興課

〒709-3614　岡山県久米郡久米南町下弓削 502-1

ＴＥＬ：086-728-2134　ＦＡＸ：086-728-2749

E-mail：sangyoshinko@town.kumenan.lg.jp

２　参加資格要件

次のいずれにも該当する場合、参加資格があるものとします。

（１）　県内に本社、又は事業所がある法人であること。

（２）久米南町物品調達及び業務委託業者指名競争入札参加資格者名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（４）公募の日から提出日までのいずれの日においても、本町の指名停止を受けていない者であること。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（６）久米南町暴力団排除条例第２条第１号から第３号に規定する要件に該当しない者であること。

（７）別紙、仕様書に基づき業務を遂行できる者であること。

３　提案スケジュール

本事業の提案スケジュールは、次のとおりとする。

項目	期限日
参加申込書の提出期限	令和７年５月１２日（月）
質問の受付期限	令和７年５月１２日（月）
提案書の提出期限	令和７年５月２２日（木）

４　参加申込手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式２）を提出すること。

なお、期限までに参加申込書の提出がない者からの提案は受け付けない。

（１）提出期限

令和７年５月１２日（月）午後５時まで

※持参の場合の受付時間は、土、日、祝日を除く午前８時３０分から午後５時までとする。

（２）提出場所

１の（８）に定める担当課

（３）提出書類

ア　参加表明書（様式２）　１部

イ　法人の概要又はパンフレット等（任意様式）

（４）提出方法

メール、持参又は郵送（いずれの方法も提出期限必着のこと。）

メールの場合は、１の（８）に定めるメールアドレスとし、５MB以内に調整し、送信後、確認のため担当課へ電話連絡を行うこと。

（５）そ の 他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式４）を提出すること。

５　本プロポーザルに関する質問、回答方法等

（１）質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の制作に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

（２）受付期間

令和７年５月１２日（月）午後５時まで

（３）提出方法

質問書(様式１）により電子メールでの提出に限る。（受付期間必着のこと。）

（４）送 信 先

１の（８）に定める担当課あてメールアドレス

（５）回答方法

質問に対する回答は、令和７年５月１４日（水）までに、参加申込の手続きを行った全ての者に対し、電子メールで回答する。なお、質問の内容によっては、回答が示されない場合もあることを留意すること。

6　企画提案書等の提出期限、場所及び提出方法

（１）提出期限

令和７年５月２２日（木）午後５時まで

※持参の場合の受付時間は、土、日、祝日を除く午前８時３０分から午後５時までとする。

（２）提出場所

１の（８）に定める担当課

（３）提出書類

（ア）企画提案書（Ａ４、枚数自由）　　１部

（イ）見積書（任意様式）　　１部

事業実施に必要な経費について、それぞれの費用ごとの内訳がわかるように記載すること。

（ウ）類似事業の実績報告書（様式３）１部

（４）その他留意事項

（ア）用紙サイズはＡ４又はＡ３用紙の縦型左綴じとし、Ａ３用紙を使用する場合は３つ折りにしてＡ４判とすること。

（イ）両面印刷。ただし、Ａ３用紙使用の場合は、片面印刷を可とする。

（ウ）各々のページにページ数を入れること。

（エ）仕様書以上の業務項目や内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易にわかるように記載すること。

（オ）類似事業の実績報告書は、企画提案書に含めず添付資料とすること。

（５）提出方法

メール、持参又は郵送（いずれの方法も提出期限必着のこと。）

メールの場合は、１の（８）に定めるメールアドレスとし、５MB以内に調整し、送信後、確認のため担当課へ電話連絡を行うこと。

（６）そ の 他

提案資格が確認できた参加申込者でも、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

7　審査及び選定

参加申込者が提出した企画提案書等の内容を空家課題解決支援事業プロポーザル審査要領において、総合的に評価を行い、最も適していると認められる受託候補者を選定する。審査は、書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。

なお、参加者が１者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

（１）優先交渉権者の決定等

本町は、審査委員会の選定を受けて、総合点数の最も高い提案者を優先交渉権者として決定する。優先交渉権者との交渉が整わない場合又は優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の提案者と交渉を行う。

（２）選定結果の通知

令和７年６月２日（月）（予定）に書面により通知する。

８　選定基準

提出を受けた企画提案書等の書類審査を行い、必要に応じてヒアリングを行う。結果については、参加申込者へ郵送する。また、評価及び選定基準は、別紙審査要領のとおりとする。

９　契約手続等

（１）優先交渉権者と当町が協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、協議により最終的に決定する。

（２）契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

１０　失格事項

（１）提出書類に虚偽の記載をした場合

（２）本実施要領の諸条件を満たさない場合

（３）審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

（４）前各号に定めるもののほか提案にあたり著しく信義に反する行為がある場合

１１　その他

（１）費用の負担

企画提案書等の作成、提出等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

（２）参加申込書及び企画提案書等の提出にあたっての留意事項

ア　参加申込書、企画提案書等の提出を郵送による場合は、不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、久米南町はその責めを負わない。提出者は、配達記録郵便の利用を行うなどの対策を講じること。

イ　理由を問わず、参加申込書、企画提案書等の提出期限後の提出は一切受け付けない。

ウ　提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。

（３）担当課からの疑義照会及び追加資料

提出期限までに企画提案書等の提出をした者に対して、担当課から企画提案書等の内容についての疑義照会や追加資料の提出を求めることがある。

１２　問い合わせ先

１の（８）に定める担当課